

車両・装備規則

主催者は自転車の整備・修理は一切行いません。

1. 公益法人 日本自転車競技連盟の競技規則集に準じた扱いとします。以下、一部を抜粋します。

競技者の装備

1. 競技者は、袖付きのジャージを着用する、ワン ピース形式も認められるが、袖なしは禁止する。
2. ロード・レースにおいて、競技・練習においてJCF公認のヘルメットの着用を義務付ける。
3. 競技中にヘルメットを外した競技者は直ちに失格とする。
4. ヘルメットを被らずにスタート・ラインに付こうとした競技者は、スタートを認められない。
5. 空気抵抗を減じるなど競技者能力に影響をあたえるため、または競技者の身体を強制するため(圧迫、引張、支持)の、付加的な衣類または物は禁じる。
6. ロードレース中に袖付きのジャージに加えて衣類と上衣または器材を着用することは、安全あるいは競技者の健康のために気象条件のみにより必要なものと認められる、この場合、競技者を悪天候 から護るという明白な観点のみにより、服装または器材の種類と生地は正当化されうる、この判断 はレース・コミセールに任せられる。

(ヘルメット) ヘルメットは、硬質な帽体をもつフラット・ヘルメットと、もたないストラップ・ヘルメットに分類する。フラット・ヘルメットは、以下の条件を備えたもので、本連盟の公認した「JCF」の標示のあるものおよび「JKA」の認定のものに限る。

1. 構造および形状

- (1) ヘルメットは、帽体の内側に衝撃吸収ライナー及び着装体を内装し、衝撃エネルギーを吸収して 頭部への衝撃を緩和する構造を有し、着用者の頭部を完全に保護する設計で、特に着装者の頭部 を傷つける可能性のある硬い部質がないこと、また、ヘルメットが脱げることを防ぐためのご 紐を取付ける、帽体と衝撃吸収ライナーは容易に分離しないこと。
- (2) ヘルメットの重量は、2kg以下で、できるだけ軽量であること。
- (3) 正常の状態を着用した場合に、次の各号を満足すること。
 - ・ 1頭部によくなじみ、不快感を与えないこと。
 - ・ 左右の視野は105度以上あること。
 - ・ 著しく聴力をそこねたり、走行中に振動や騒音を発しないこと。
 - ・ 内部は夏期のむれ、冬期の冷えなどに充分考慮してあること。
- (4) 帽体は強固な一体となったかく(殻)体で、次の各号に適合すること。
 - ・ 1帽体の表面は、滑らかで継ぎ目がなく、縁は丸味をもっていること
 - ・ スナップその他の堅い突起物は、帽体表面から、5mm以上突出していないこと、リベットの頭は1.6mm以上突出していないこと。
 - ・ 空気抵抗を減じるための特別の形状をしていないこと。
 - ・ 十分な深さがあること。
- (5) 衝撃吸収ライナーは、帽体内面に密着するよう内装し、衝撃を受けた場合に、衝撃エネルギーを 吸収 し、着用者の頭部を保護するもので、2次衝撃に対しても十分な性能を維持していること、 上方部分の厚さは10mm以上とし適当な通気溝を付けてもよい、さらに、日本人の頭部形状に なじむ内部形状をしていること。
- (6) あごひもは耳の前後をY字型に通じ、かく体と衝撃吸収体から容易に分離しないこと。
- (7) 外観は、次の各号に適合すること。
 - ・ 帽体の表面は、本連盟の指定した色調とする。
 - ・ 帽体および金属類は、傷、ひび、まくれ、さび、はく離などの欠点のないこと。
 - ・ 衝撃吸収ライナーおよび着装体の各部には、傷などの欠点がないこと。
- (8) 材質
 - ・ 帽体の材質は、ガラス繊維、ポリエステル樹脂その他とし、耐水性、耐熱性、耐寒性および耐候性を持つこと。
 - ・ 衝撃吸収ライナーは、硬質の発泡スチロールまたはこれと同等以上の品質の材質とし、ぜい化、膨潤、軟化等の変化がなく、かつ皮膚に有害な影響を与えないこと。
 - ・ あごひもおよび着装体は、丈夫であって、かつ、ぜい化、膨潤、軟化等の変化がなく、かつ皮膚に有害な影響を与えないこと。
 - ・ 金属類は、耐蝕性のあるもの、または、さび止め処理を施してあること。

2. 製品に製造年月の表示があること。

(自転車) 自転車およびその付属品は、スポーツとしての自転車競技の精神と原則に対応してはならない、この精神は、競技者が平等な条件で競技することを指針とする、この原則は、人間が機械より優位であることを断言するものである。

車両他

- 1. チームTT、個人TTにおいて、TTバイクの使用は認めます。**
- 2. チームTT、個人TTにおいて、DHバーの使用を認めます。**
- 3. チームロード、個人ロードにおいて、TTバイクの使用を禁止します。**
- 4. チームロード、個人ロードにおいて、DHバーの使用を禁止します。**
- 5. ディスクホイールの使用を禁止します。**
- 6. エアロヘルメットの使用を禁止します。**

(1) 原則

1. 定義

自転車は、同径の2つの車輪を持つ乗り物である。前輪は操舵可能で、後輪はペダルとチェーンからなる装置を介して駆動される

2. 形式

自転車およびその付属品は、スポーツとして自転車を実践するすべての人が使用できるように市販された形式でなければならない、特定の成果(記録の樹立など)を獲得するために特別に設計された機材の使用を認めない。

3. 姿勢

競技者は、普通その自転車で着座した姿勢をとらなければならない、その姿勢は、以下の点でのみ支えられている必要がある:ペダル上の足、ハンドルバー上の手、サドルへの着座。

4. 操舵

自転車はあらゆる状況において、完璧に安全に乗車、操縦できるハンドルバーを備えていなければならない。

5. 推進力

自転車の推進力は、チェーンセットを介して円運動する下肢の筋肉(脚)のみにより得られるもので、電気その他の補助があってはならない。

(2) 技術的詳細 公益法人 日本自転車競技連盟の競技規則集に準じた扱いとする。